

2月～  
受付

# 平成29年度 交通・学童等災害共済

	交通災害共済	学童等災害共済
共済制度とは	市民の皆さんが会費を出し合って、不幸にして交通事故にあった場合、見舞金を支給する助け合いの制度	18歳未満のかたを対象として、会費を出し合って、生活全般の事故(交通事故や学校管理下の事故を除く)にあった場合、見舞金を支給する助け合いの制度
加入できるかた	市内に居住し、住民基本台帳に登録されているかた	市内に居住し、住民基本台帳に登録されている18歳未満のかた
年会費	大人 500円 18歳未満 100円	100円
共済期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日 (4月1日以降に加入した場合は申込受付時から平成30年3月31日まで)	
対象となる事故	自動車、バイク、自転車など車両が関係した交通事故など(自転車の単独事故も警察署に交通事故の届け出をしてください)	遊び中の事故、スポーツによる事故、そのほか生活全般にわたる事故(交通事故や学校管理下の事故を除く)
	※損害賠償や治療費を補てんする制度ではありません。	
見舞金	1等級150万円から8等級1万5千円まで、傷害の程度に応じて支給	1等級100万円から7等級1万5千円まで、傷害の程度に応じて支給(最低7日以上治療実日数が必要)
加入方法	次の場所で加入申込書に会費を添えて申し込みください ①交通安全対策課(リリア3階)、支所、川口駅前行政センター、駅連絡室 ②加入申し込みの取りまとめを実施している町会・自治会 ③公民館での出張受付(下の日程表をご参照ください)	

\*交通・学童等災害共済の見舞金請求期限は事故発生日から1年以内です。1年を超える治療の場合は期限前に必ずご相談ください。

2月	9:30～11:00	2月	9:30～11:00
16日(木)	上青木公民館	22日(水)	里公民館
17日(金)	前川南公民館	23日(木)	戸塚西公民館
21日(火)	芝富士公民館	24日(金)	領家公民館

万が一の事故に備えて、  
ぜひ加入しましょう



問い合わせ…交通安全対策課(リリア3階) ☎048-259-9023 FAX048-254-3471



## 保存樹木

市では、「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき保存樹木を指定しています。平成29年1月時点で212本あり、この保存樹木は所有者、近隣のかたの理解・協力がなくと守っていくことができません。皆さんで緑を大切にしていきたいと思います。新たな保存樹木の指定については、みどり課までお問い合わせください。

## フラワースタンド

協賛いただいた81の企業・団体を紹介するサインボードを4月 末まで設置しています。

お花が  
きれいに  
咲いている  
ぎゅぽ



(例)

## 緑と花のまちづくり

緑と花のまちづくりを市民、事業者、行政の協働により推進しています。

公園やフラワールoadの草花の植栽や水やり、斜面林や緑地での維持管理は市内にある約100団体のボランティア活動が支えています。この活動の支援や緑の保全に、市内の企業・団体からの協賛を活用させていただきます。

場所

- ①新オートレース通り  
〔西川口駅入口交差点から〕オートレース場北交差点までの約1200m
- ②西川口陸橋通り  
〔県税事務所〕交差点から〔青木五〕交差点までの約810m
- ③東川口駅前大通り  
東川口駅南口から〔戸塚三〕交差点までの約910m
- ④前川中央通り  
前川観音通り〔前川〕交差点から城北信用金庫前川支店先の交差点までの約1200m
- ⑤南浦和前川通り  
〔前川橋〕交差点から地藏橋手前までの約1020m

問い合わせ…みどり課 ☎048-242-5721 FAX048-285-2003